

○議長（茅沼隆文）

日程第2、一般質問を行います。質問の順番は通告順で行います。また、明後日、6月21日の日曜議会においても一般質問を行うこととしておりますので、本日の持ち時間は1人当たり30分間といたします。

それでは一般質問に入りますが、質問・答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、11番、菊川敬人議員、どうぞ。

○11番（菊川敬人）

皆さん、おはようございます。議席番号11番、菊川敬人です。

本日は、6月会議で2問の質問を通告しております。そのうちの1項目目、子ども・子育て支援新制度へ、どのように対応するのかについて質問いたします。

先ほどの町長の所信表明にもありましたように、戦略プラン1とも関係する質問の内容であると思いますので、改めてここで質問させていただきます。

子ども・子育て関連三法は、今年4月1日より、新たに子育て制度を総合的に実施するために各市町村でスタートしました。国策として首相自ら待機児童0へ向けて力を入れた制度として、大きく報道されました。そのために、全国的に待機児童0へ向けた期待が寄せられていました。町としても、行うべき重要な案件であることが推察されます。早期実現へ向けて質問を重ねて確認してまいりました。

この子ども・子育て支援法は、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、妊婦健診などを対象としたもので、子育て全般に該当するものであります。そして、基準の緩和により、子育ての支援について希望を持たれた保護者も多いように思われます。町ではニーズ調査を実施し、地域の子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。昨年12月に開成町子ども・子育て支援事業計画の素案が示されましたが、4月1日の新制度スタート時点では決定した計画書は示されておりました。先日、改めて、その冊子を我々議員にも配付をいただいております。

このような中、計画書素案より懸念される点を抽出し、計画内容をお伺いいたします。一つ、新制度導入へ向けて町で行った対応策は何か、二つ、量の見込みと、その確保策の整合はいかがか、三つ、新制度導入で子育て支援に変化は生じたのか。以上、1回目の質問といたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員のご質問にお答えします。

その前に、4月1日からスタートしました子ども・子育て支援事業計画を議員の皆様にお示しすることが遅れてしまいまして、大変失礼いたしました。今後、このようなことがないように十分注意をしたいと思います。計画素案ではなくて計画ですので、それに対応していただきたいと思っております。

それでは、菊川議員のご質問にお答えします。

第五次開成町総合計画では、議員の皆様にもご審議をいただき、開成町で育った

子どもたちが大人になっても住み続けたいと思えることができるまちづくりを進めております。長年推進してきました南部地区土地区画整理事業も間もなく終了し、優良宅地の供給の準備ができましたので、子育て世帯の定住化に向け子育て支援策を充実していくことが必要不可欠と考えております。

このような状況の中で、昨年度は町民同士が子育てを支援し合う仕組みであるファミリーサポートセンターを新設、開設をいたしました。また、平成27年度からは学童保育の対象年齢を小学校4年生まで拡充し、小児医療費の通院助成についても小学校6年生まで拡充するほか、開成駅東口子育て支援センターの開設準備も今、しております。そのほか新たな取り組みとして、子どもの自由な発想を生かし、子どもたちがのびのびと思い切り遊べる場所と仕組みを整備するプレイパーク事業を展開していくことや、子育てに関連する情報を集約した子育てガイドブックの発行を予定しております。子ども・子育て新制度移行と並行して、これまでもさまざまな子育て支援施策に取り組んでおります。

それでは、一つ目の新制度導入に向けて町で行った対応策についてお答えします。

国では、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法の制定と関係法律を改正し、子ども・子育て支援制度が平成27年4月にスタートをいたしました。町では、この動きを受け、有識者や町内の子育てにかかわる団体の代表者10名で構成する開成町子ども・子育て会議を平成25年度に立ち上げ、町が進める子育て支援施策について検討、協議をしながら、平成27年度から平成31年度までの具体的な目標などを開成町子ども・子育て支援事業計画として平成26年度中にまとめました。

また、新制度移行に向けてさまざまな準備が必要であることから、平成26年10月に子ども・子育て支援準備室を設置し、制度改正に伴う条例、規制などの整備を行いながら、町広報紙やホームページを通じて制度改正の内容などを町民の皆様に周知をしてまいりました。さらに、平成27年4月の新制度移行のタイミングにあわせて、利便性向上と子ども・子育て施策を総合的に進める窓口と機能を備えた子ども・子育て支援室を教育委員会事務局内に設置いたしました。新制度移行に当たっては、法律は整備されたものの国からの細かな要件の公表が遅かったため、対応については後手後手感が否めないのが現実ではありますが、町民の皆様に不安を与えることなく新制度への移行ができたと考えております。

二つ目の量の見込みとその確保策の整合について、お答えをいたします。

平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画では、各事業の対象者などを第五次開成町総合計画で用いた人口推計と平成25年度に実施した町民アンケート調査の結果をもとに、今後求められる需要を量の見込みとして算出をしております。これに対し、現状と確保策を講じた場合の供給量を設定し、この双方を比較し過不足を算出しております。各事業の対象となる需要量は、現在では大きな不整合は生じておりませんが、アンケート調査結果などがもとになっていることから今後は実態と乖離していくことも考えられます。このようなことから、子ども・子育て

支援事業計画の進行管理を行いながら各事業の需要を適切に把握をし、それに応じた対応を図っていきたいと考えております。

三つ目の新制度導入で子育て支援に変化が生じたかについて、お答えします。

新制度移行に当たっては、開成町を含む近隣市・町において、新制度に位置づけられる施設に移行する民間保育所等が少なかったことや、利用する町民の皆様にご混乱や新たな負担が生じないよう配慮しながら対応してきたということなど、町として最大限想定をしながら準備を進めましたので、大きな混乱なく新制度に移行ができたことを認識しております。

国の掲げる新制度のポイントは、施設型給付、地域型保育給付の創設、認定子ども園制度の改善、地域子ども・子育て事業の充実などが挙げられ、子育て支援施策に充てられた消費税増税分の財源は、主に保育環境の整備のために充てられております。今後も子育て中の皆様や関係者に配慮しながら、新制度が子どもや保護者にとって安心して子育てに当たれるよう取り組んでいきたいと思っております。

また、新制度ができて、まだ日も浅く、役場の機能を整えて半年少々でありますので、関係職員が一丸となって町民の皆様にご不都合のないよう取り組んでまいりたいと思っております。議員の皆様におかれましても、町民の皆様からご相談等がございましたら、ぜひ担当室のほうに情報を入れていただき適切に業務を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

それでは、改めて質問を進めさせていただきたいと思っております。

この制度については、2年半ぐらい前に決まったのですかね。その間、いろいろとやらなくてはいけない作業等があったわけでありまして。国からの方針もなかなか一回で決まらなくて、小刻みに出されたということで、担当部署においては非常に苦労された部分というのは理解をしております。

先日いただきました子ども・子育て支援事業計画書、この冊子等を見て少し感じるところがありますので、その中から質問させていただきたいと思っております。本来、この制度については、国の財源としては消費税の増税分を充てるということで、たしか初め7,000億円ぐらいのことを考えていたと思っております。社会保障と税の一体改革の一環として、高齢者を対象とした年金、医療、介護に加えて、子どもたちを社会全体で支えていくという子育て支援を位置づけたわけでありまして。そのことによって子育てについて明確に示されてきた計画書であります。

今後は、2040年までの間に20歳から30歳までの女性が半減する、自治体が消滅する可能性について新聞等でも大きく報道されていたわけでありまして、こうした状況下において、子育て支援の改革により市町村は地域のニーズに基づき事業計画をつくるのが義務づけられました。まさに、市町村の裁量に委ねられたと

いうことになろうかなと思います。

本町においては、「あんしん子育て、すこやか子育て、笑顔あふれるまち」を基本理念としています。この子ども・子育て支援事業計画の中で、特に開成町として、これは開成町の特徴だよという取り組みを考えておられること、あるいは実施されたこと等がありましたら、お示し願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

お答えをさせていただきます。

議員ご質問いただきました支援計画と申しますのは、開成町の中で子ども・子育てを担当しているところ、その部署だけが行うものではなくて、開成町全体として子どもたちのためにより行政をしていこう、よい教育をしていこうということから成り立っております。ですから、議員も、これ、ご覧になってご理解されると思うのですけれども、町全体の施策が行われております。町の方針といたしましては、先ほど町長が申しましたように、定住していただいて子どもにより教育・保育を行っていく、あるいは、今、おられる方においてもよい行政を行っていくというものが基本になっているということは、ご理解いただきたいと思います。

それで、開成町の特徴というふうに言われますけれども、私どもが考えておりますのは、現在、開成幼稚園で行っておりますのびのびルーム、これらにつきましては非常に特異な政策ではないかなというふうに思っております。現在、「子育て」という言葉はよく言われますけれども、開成町におきましては「親育て」という観点から長く行政施策を行ってまいりました。子どもが成長すると同様に母親も成長しなければいけない、そのために何をしていたらいいかということを中心に行っておることが開成町の一つの特徴ではないのかなというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

今、部長が言われるのは、そのとおりなのですが、やはり開成町としても、ここはというところを出していくべきかなというふうに私は思っています。今、言われたのびのびルーム等は、そうかなと思います。開成町は、こういうところに特に力を入れて、ここがポイントだよというところは、ぜひ目玉としては持っておいていただきたいなというふうに感じるわけであります。

子ども・子育て支援新制度では、認可保育園の利用要件が緩和されてきました。その内容については、もう既にご案内のとおりでありまして、ここでは特に触れることはしません。この新制度への移行までには準備期間が先ほど言いましたようにあったわけでありますが、新制度になる利用要件緩和を活用し、今まで入園できなかったけれども入園できるようになったよという子どもさんがおられるか否か。も

し、そういった子どもさんがおられるようであれば、どれぐらいの子どもさんが該当されたのか。それと、あと、新制度になっても保育を必要と認められない子どもさんは、まだ何人ぐらいおられるのか。あるいは虐待やDV等のおそれのある児童については、今後、どういうふうに対応していかれるのか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

幾つか、ご質問いただいたかと思えます。一つ目が保育ができなかった子どもが、できるようになったかというようなご質問だったかと思うのですが、私どもの捉えといたしましては、若干緩和された部分もありますけれども、保育の根幹とするもの、安全であるとか内容であるとか、そういうものについては大きな変化はないというふうに考えております。従前の保育所以外に小規模保育ですとかというものもできましたけれども、これに求められるものにつきましては、根幹とする資格の問題ですとか指導の問題ですとか、そういうようなものは保育所保育指針に基づいてやりなさいということになっております。

ですから、新制度において、きつかったものがぬるくなって、施設ができる、そこに入れればいいのだよという改革ではないというふうに認識をしております。ある程度の基準を求められた中で子どもをきちんと養育していきましょうよというのが、この制度だというふうに思っておりますので、従前よくなかったものが、ここでよくなったというのは余り認識はしてございません。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

ただいまのご質問の中で、特段配慮が必要なDVとかの関係のご質問にお答えしたいと思えます。

新制度の中では、配慮が必要な子への対応については特段対応をしております。従来から、こういった配慮が必要なお子さんについては、幼保児童対策の地域協議会、こちらのほうを設けておりますので、この協議会の中で、学校、それから保育所、それから保護の関係機関、これは県・町を含めてでございますが、そちらの中で情報を共有し合いながら適切な対応をしていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

今の答弁の中で、特に緩和について私はひっかかったのです。保育園の入園の条件が緩和されているのですよね。今までの条件よりも緩和された部分というのは、例えば、親が休職中である場合とかアルバイトをしている場合とかという方でも入園できるよということで緩和された部分というのがあろうかと思うのです。そうい

うところで、今回の新制度で救われる部分というのが出てくるのではないかなと思うのです。そういう子どもさんが、該当者があったか、ないか。私は、その部分というのは、前から要望というのが多かったので、該当する部分というのはあるのではないかと思うのですが、今のご答弁ですと、そういうものは該当しないよ、違うというような答弁だったのですが、それは該当しないのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

例えば、休職中の入園要件の緩和の件でございますが、開成町では改めて新制度に伴って要件緩和された部分も含めて、従前から休職中の方は受け入れておりました。そういった中で、今、希望するお子さんが増えているという実態を踏まえて、平成27年度から定員枠、保育所の定員枠を10名増やしております。そういった中で対応して今現在に至っているということで、ご理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

すみません。先ほどのご質問の中で、ちょっと私がお質問の趣旨を十分理解できませんで違ったお答えをしたようでございます。申しわけございません。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

それでは次に、保護者の新制度へ向けた願いというのは、これは新制度そのものの趣旨と全く同様だと思います。待機児童の解消にあるのではないかなというふうに思います。特に0歳から2歳までの待機児童というのは多いわけで、この部分を解消しようという制度の狙いもあるわけでありますが、町では待機児童を0としながらも、待機児童としてカウントできない部分というのが、以前、あるということのお話がありました。この部分が非常に重要なところでありまして、真の待機児童対策と、どうつながっていくのかなというものが、新制度の事業計画の中で量の見込みを行う、そして確保策をつくるということが非常に重要なかなと思います。

子ども・子育て支援事業の5カ年計画では、幼児期の学校教育・保育に関する認定区分、1、2号認定があるわけでありますが、今回の事業計画の中で、この部分で1号認定で91人、2号認定で68名、3号認定では0歳が6名、1歳から2歳が11名、計176名の不足が生じているという計画書になっております。また、平成28年度は201人の不足が見込まれているわけでありますが、量の見込みについて、わかりにくい部分、乖離した部分があるというのは、先ほどお話がありましたので理解いたしますが、27年度の不足の176人に対する確保策がとれていないのではないかなというふうに思われてならないのです。今後、この176名の不足の部分をどういうふうに対応していくのか、それとも来年度まで見送っていく

のか、そのこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、あと来年度以降の見通し、量の見込みと確保策についても、過不足の見込みとしてはどういうふうに対応されるのか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

先ほど町長答弁でもありましたように、子ども・子育て支援計画をつくるに当たっては、アンケートによって見込み量をやったということで、現実とかなり乖離していることがはっきりしています。ですから、現状では、今、議員の心配しているようなことが起きないように、さらにアンケートが確実なものになるように情報収集しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

では、それは、今後、情報収集されて、それで量の見込みと方策等については、また改めてつくるということでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

同じお話も出てくるかもしれませんが、五次総の人口推計ですとかアンケートですか、それらをもとに国の基準に基づきまして策定をしたものでございます。それで、今、ご質問いただいたものにつきましては、この計画で書かれたものと現実と差がある、それをどうするのかということかと思うのですが、現実問題といたしましては、ここに書かれているような差異というものは、若干、出ているところもございますけれども、ほとんど生じてはございません。また、人数の捉え方等につきましても、国の指針に基づいてやらなければいけないというような縛りがございまして、このような数字になって大きな差があるように見えているというふうにご理解をいただければと思います。

来年度以降というお話もありましたけれども、こういうことが拡大しないようにやっていかなければならないというのが基本ですので、その方向に向かいまして鋭意努力していくというところでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

人口推計なのでございますけれども、先ほども乳児訪問というのがありました。今、開成町では21名の専門員の方が乳児訪問されて、それで今は賄っているということになっておりますが、人口推計を、私も統計をとって見たのですけれども、24年か

ら、とりあえず3年間の24、25、26の0、4歳の推移というのは、24年度816名、25年度819名、26年度819名、変わっていないのです。これは全体の、私、サンプル別の統計をとってグラフにしたのですが、変わらないのです。年少人口というのは、もう真っすぐ並行。あと生産年齢も若干下がって、高齢人口が伸びています。推計からしていけば、どれぐらいの幼児がいて、どれぐらい伸びているかというのは、もう一目瞭然だと思えるのです。その中で、やはり量の見込みというのは決めていかななくてはいけないかなと思うのですが、その辺のところは、どういうふうにやられるのですか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ただいま議員のお調べいただいた数字をご紹介いただいたわけですが、私どもも子どもの人数というものについてはかなり神経を配っております。0歳児から小学校、中学校を卒業するまでという人数はいろいろな面に関連してまいりますので、関心を持って毎月、住基の人口等をチェックしたりしておりますけれども、傾向的には、私どもの把握しているときには、調査をする月によって若干の増減はございますけれども、緩やかに減ってきているのかなというものが住基等の人数では示されておりますので、それらを睨みながら、これからの検討をしていくというような心づもりでおります。そうすることによって住民の方にご迷惑をかけないという方向に進みたいというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

わかりました。

それでは、ちょっと私もよく理解できていない部分と、非常に難しいかなというような案件がありまして、病児保育事業があるわけです。これは非常に教育長も顔をゆがめられるのではないかなと思うような案件であるわけでありまして、この事業は病院併設型と病児保育事業でありまして、保育所に附設された専用スペースで専用施設で保育を行うもので、町単独で施設補助を行い事業の運営を継続していくことはなかなか困難と想定されます。しかしながら、病児を抱える保護者については、非常にニーズの高い部分ではないかなと思います。今回、支援事業として、このところが明確に13事業の中に位置づけられております。現状の病児保育状況は、開成町はどのようになっているのかということと、当面、どういうふうにかつこのことについて対応を図られていくのかについてお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

ただいまの病児保育事業の関係のご質問にお答えいたします。

支援事業計画の中では、議員おっしゃるとおり、病児保育事業についての記載を位置づけしてございます。この事業につきましては、議員おっしゃるとおり、保育所に附属した、そういったお子さんを病気のときに面倒が見られるような機能、それから病院に附属して、そういったお子さんを病院として預かるような取り組みというような事業を意味しておりますが、現状では具体的に、そういった機能を常設として備えているといった実態はございません。現状、どうしているかという、そういったお子さんについては、各家庭のご協力を得ながら対応をしていただいているといった状況でございます。

ここに書かれている事業の中で病児保育事業の関係は、数年前まで足柄上病院の中に先ほど申し上げたような病気のお子さんを預かるような機能があったということで承知をしております。当時、担当レベルの中で、やはり人件費、それを維持するための人件費ですとか運営費がかなりかかるということの中で、もし各市・町の対応として行政として対応していくのであれば、やはり広域的な対応が必要であろうという形の中で検討をしていた経緯はあります。そういった経緯の中で、今後も広域的な対応を含めて、この計画の中で位置づけをして検討を進めてまいりたいというふうに記載してございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

時間になりましたので、ちょっと気になる部分ですから、また詳細については別途教えてください。

以上で終わります。